

「知的財産取引に関するガイドライン」及び「契約書ひな形」の改正（案）について

令和6年7月31日  
中小企業庁  
事業環境部取引課

## 1. 今回の改正の背景

「知的財産取引に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）及び「契約書ひな形」は、大企業、中小企業間の委託契約に基づく取引において、大企業がその優越的な地位を利用し、中小企業の知的財産権を侵害することや、知的財産権に起因する紛争の解決責任を中小企業に一方的に押し付けること等を防止し、知財取引の適正化を促進するに当たっての指針として、令和3年に公表されたものである。

今般、知財Gメンによるヒアリングの結果、複数の大企業において、「受注者が発注者に納品した目的物又は目的物を組み込んだ製品について、第三者との間に知的財産権に関する紛争が生じたときは、発注者は、受注者の責任の有無にかかわらず、紛争解決に係る責任や負担の一切を、例外なく一方的に受注者に転嫁できる（以下、「責任転嫁行為」という。）」と解釈できる可能性がある契約を締結していることを確認した。

責任転嫁行為については、ガイドライン上ですべきでない行為として定めているため、これら的大企業に対し、契約の再締結等を求める改善要請を行ったが、他の大企業においても、責任転嫁行為を含む契約を締結している可能性があるという観点から、大企業・中小企業ともに注意すべきポイントの明確化と、未然防止策の強化を目的として、ガイドライン及び契約書ひな形の改正を行いたい。

以上の観点から、下記2. のとおり、改正を行うこととする。

## 2. 新規措置事項の具体的な規定内容について

### ① ガイドラインにおける責任転嫁行為関係の内容の充実

責任転嫁行為に関連して、大企業、中小企業双方が注意すべき事項の具体化等の観点から、以下の内容を追加する。また、その他時点的な修正を行う。

- ・ 例外なく一方的に、中小企業に第三者の知財権の侵害に係る紛争解決責任を転嫁されることがないように、大企業、中小企業双方の当該知財権の侵害に対する寄与度に応じて、適切に当該紛争解決責任を分担すべきこと。
- ・ 中小企業から大企業へ納品する目的物の仕様が、第三者の知財権を侵害していないことに係る調査義務及び侵害していない旨の保証責任について、例外なく一方的に中小企業に負担させるのではなく、当該仕様の決定において大企業、中小企業双方が果たした役割等を踏まえ、明示的に協議の上、適切に分担すべきこと。

- ・ 中小企業に第三者が有する知財権の侵害責任がないにもかかわらず、第三者が中小企業を相手に訴訟を起こした場合、中小企業が不当な紛争解決責任・損害賠償責任を免れるために、大企業が応じるべき中小企業からの要求内容を例示。
- ・ 大企業から中小企業に対する「指示」の定義について、書面等による明確な指示に限らず、口頭での助言のような、結果として第三者の知財権侵害を引き起こすきっかけとなった行為も「指示」に含まれる可能性があること。

## ② 契約書ひな形へのモデル条項の新設

現行の「製造委託ひな形」には、第三者との間に知財権紛争が生じた場合における対応に係るモデル条項が存在していないため、これを新設する。

以上